平成２５年（フ）第３２４号
福岡市東区青葉５丁目23番24号
債務者　廣畑　直美（旧姓藤崎）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２８号
福岡県春日市一の谷５丁目19番地グレイスマンション春日Ⅱ302号
債務者　上嶋　博孝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4665番地２サンハイム畠中101号
債務者　田中工業こと　田中　邦博
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4665番地２サンハイム畠中101号
債務者　田中美枝子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３３４号
福岡市西区拾六町４丁目38番１号
債務者　山尾奈津子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４４号
福岡市東区舞松原４丁目５番521号
債務者　菊井　恵子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４９号
福岡市博多区吉塚１丁目37番７―201号
債務者　神野　明美
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３５０号
福岡市博多区吉塚１丁目37番７―201号
債務者　神野　有智
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３５３号
福岡市東区郷口町７番10号
債務者　宮本　重徳
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６３号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原１丁目１番１号エスパシオⅡ104号
債務者　田崎　智子（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７１号
福岡市西区周船寺１丁目21番15号
債務者　寺田有美子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８５号
福岡市博多区東比恵３丁目16番26―102号
債務者　蓑田紗也香
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目６番６号クレール柚木Ⅰ202号
債務者　和田　秀二
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９８号
福岡県朝倉市堤878番地１サンタウンたかせ８号
債務者　秋重　陽子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９９号
福岡県糸島市前原駅南２丁目９番22―1303号
債務者　宮内　　司
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４００号
福岡市城南区堤２丁目４番36号
債務者　浜高　正幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０１号
福岡市城南区堤２丁目４番36号
債務者　長谷　由紀
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０８号
福岡県糟屋郡久山町大字久原154番地１
債務者　宮地茂三郎
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部